# 東京都食品安全条例(抄)

平成 16 年 3 月 31 日 東京都条例第 6 7 号

# (東京都食品安全審議会)

- 第26条 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議 するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。)を 置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - 一 食品安全推進計画に関すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 25 名以内 の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再 任を妨げない。
- 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を 置くことができる。
- 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の 関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 9 第4項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 30 条及 び第 31 条の規定は、同年 5 月 1 日から、第 23 条及び第 24 条の規定は公布の日から起算し て 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例(昭和28年東京都条例第44号)は、廃止する。

# 東京都食品安全審議会規則

平成 16 年 3 月 31 日 東京都規則第 7 8 号

## (趣旨)

第1条 この規則は、東京都食品安全条例(平成16年東京都条例第67号。以下「条例」という。)第26条第9項の規定に基づき東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。)の 組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (臨時委員)

第2条 条例第26条第6項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

# (会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (招集)

第4条 審議会は、知事が招集する。

## (定足数及び表決数)

- 第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を 開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同 数のときは、会長の決するところによる。

#### (部会)

- 第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会は、会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

# (庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健局において処理する。

## (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

## 附則

この規則、平成16年4月1日から施行する。